平成２９年（フ）第５２号
大分県中津市沖代町１丁目６番29号
破産者　有限会社美女倶楽部
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目31番９号　有明荘201号
破産者　田中　　寛
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１９２号
東京都調布市入間町３丁目３番地都営入間第３アパート３－104
破産者　岡村　保信
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９２号
東京都多摩市一ノ宮１丁目45番地の５
破産者　三井　佐織（旧姓久保田）
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４６号
三重県津市白塚町2777番地３　ギヘイハイツ203号、開始決定時の住所三重県津市半田585番地５
破産者　辻岡　　武
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７９号
広島県福山市沼隈町大字能登原1650番地の３
破産者　末広汽船株式会社
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６３号
熊本県葦北郡芦北町大字女島2168番地８
破産者　芦北鍼灸院・健康サポートセンター株式会社
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第２９１号
千葉県市川市本北方２丁目24番13号　（エクレールＡ102号）
破産者　桃崎　育美（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２４号
茨城県鹿嶋市大字宮中2024番地14（アントラーズ・コーポ202）、開始決定時の住所千葉県市原市東国分寺台５丁目８番地２
破産者　西村　　創
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９９号
千葉市花見川区花見川７番14棟201号
破産者　田口　　功
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１００号
千葉県柏市花野井５番12号
破産者　株式会社Ｌｅｇｅｎｄａ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３６号
福岡市早良区西2331番地40
破産者　ＣＨＯＫＥＩＭＡＲＵ水産株式会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４号
茨城県かすみがうら市西野寺730番地15
破産者　島帆ハウス株式会社
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
茨城県つくばみらい市台1880番地
破産者　筑波工業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４４号
福岡市博多区博多駅東１丁目19番16号
破産者　株式会社トータル・アート
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０８号
千葉県船橋市習志野５丁目２番２－708号
破産者　株式会社アーネスト
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２０９号
千葉県松戸市小山523番地の８　サングリーン松戸Ｂ－118号
破産者　土崎　洋美
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２４３号
千葉市中央区院内１丁目２番21号　フラッツ100　412号
破産者　大西　周二
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５５号
千葉県市原市光風台３丁目181番地
破産者　有限会社ディエムシー
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５６号
千葉県市原市光風台３丁目181番地
破産者　白﨑美知子
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９０号
千葉県市川市行徳駅前３丁目12番２－101号（ユイットコルヌ）
破産者　岡本　昌也
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０２号
千葉市稲毛区宮野木町1012番地３
破産者　望月　　淳
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係